

佐賀県告示第九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により指定した六角川水系高橋川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を、同条第三項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

佐賀県知事 古川 康